

災害時の簡易課税制度選択不適用届出書

Q : 当社の工場が火災で全焼しましたので、その復旧に多額の設備投資をしました。消費税の簡易課税を選択している場合には、このような場合、特例があるそうですが、どのような特例があるのですか？

A : 簡易課税制度の適用を解除できる特例があります。

【解説】

消費税では、簡易課税制度を選択していると、設備投資をしても仕入税額控除には何ら影響がありませんが、災害その他やむを得ない理由により被害を受けた事業者が、その災害により新規設備投資等が必要になった場合には、簡易課税制度の適用を解除して原則課税が適用できる(仕入税額控除ができる)特例があります。

災害その他やむを得ない理由とは、つぎのような事情をいいます。

- ① 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地すべり、その他自然現象の異変による災害
- ② 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、その他の人為による異常な災害
- ③ ①及び②に準ずるもので、自己の責めに帰さないやむを得ない事実

なお、この適用を受けようとする場合には、災害その他やむを得ない事情がやんだ日から2ヶ月以内に所轄税務署長に届出書を提出して、承認を受ける必要があります。

